



## Contents

P2 **フォトギャラリー**

P3 **トピックス**

- (1) 車座ふるさとトーク in 宮崎の開催について
- (2) 次世代 EDINET の稼働開始 (9 月 17 日) について
- (3) 「オフサイト検査モニターの集計結果」の公表について
- (4) 情報伝達・取引推奨規制に関する Q&A について
- (5) 平成 24 年度有価証券報告書レビューの実施結果について
- (6) 中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要
- (7) 保険会社に対する ERM ヒアリングの実施とその結果概要について

P12 **皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い**

P15 **金融庁ウェブサイトへのアクセスランキング**

P16 **お知らせ**

## フォトギャラリー



第31回金融審議会総会・第19回金融分科会  
合同会合にて挨拶する麻生大臣（9月9日）

# トピックス

## (1) 車座ふるさとトーク in 宮崎の開催について

安倍内閣では、大臣、副大臣、政務官が地域に赴き、テーマを決めて、現場の方々と少人数で車座の対話を行い、生の声をつぶさに聞いて、政策にいかすとともに、重要政策について説明する「車座ふるさとトーク」を開催しています。

金融庁においては、平成 25 年 10 月 9 日（水）に福岡内閣府大臣政務官（金融担当）が宮崎県宮崎市を訪問し、「投資詐欺対策」をテーマに、宮崎市の消費者トラブルの相談員や教育関係者等の計 14 名の方々と「車座ふるさとトーク」を行いました。参加者から多くの御意見をいただきました。



車座ふるさとトークの様子



トーク後の記念撮影

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「[車座ふるさとトーク](#)」にアクセスして下さい。

## (2) 次世代EDINETの稼働開始(9月17日)について

金融庁では、平成 25 年 9 月 17 日より EDINET（有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）の新システム（以下、「次世代 EDINET」という。）の稼働を開始しました。

次世代 EDINET は、「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」（平成 23 年 3 月 31 日改定）等に基づき開発されたもので、開示書類の二次利用性の向上、検索機能等の向上等を目的としたものです。

次世代 EDINET に接続する際の URL は、次のとおりです。

提出用：<http://submit.edinet-fsa.go.jp/>

閲覧用：<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>

## 1. 次世代EDINETの概要

### (1) 次世代EDINETの主要なポイント

- (ア) 国際水準を踏まえたXBRLの対象範囲の拡大
- (イ) 投資家向けの検索・分析機能の向上
- (ウ) システム運用経費の削減
- (エ) 事業継続に係る機能の向上

### (2) 次世代EDINETに係る各種操作ガイド

#### ○各種操作ガイド

[EDINET概要書 \(PDF:1,759KB\)](#)

#### 【開示書類等提出者向け】

[書類提出用端末要件 \(PDF:2,157KB\)](#)

[書類提出操作ガイド \(PDF:18,343KB\)](#)

[大量保有報告書提出操作ガイド \(PDF:7,211KB\)](#)

[報告書\(XBRL\)作成ツール操作ガイド \(PDF:1,629KB\)](#)

#### 【開示情報利用者向け】

[書類閲覧用端末要件 \(PDF:852KB\)](#)

[書類閲覧操作ガイド \(PDF:6,428KB\)](#)

[XBRLからCSVへの変換ツール操作ガイド \(PDF:1,556KB\)](#)

## 2. 次世代EDINETタクソミの適用開始時期について

- (1) 有価証券報告書及び有価証券届出書は、平成25年12月31日以後終了する事業年度に係るものから
- (2) 四半期報告書及び半期報告書は、平成26年1月1日以後開始する事業年度に属するものから
- (3) 大量保有報告書、公開買付届出書及び臨時報告書等は、平成26年1月1日以後提出するものから

詳細については、「[「金融商品取引法施行令第十四条の十第一項の規定に基づき入出力装置の技術的基準を定める件\(案\)」等に対するパブリックコメントの結果等について](#)」をご覧ください。

## 3. その他の留意事項

次世代EDINETでは、開示書類等提出者がXHTMLファイルにXBRLタグを埋め込み提出するインラインXBRL方式を採用しており、平成25年9月17日前までに稼働していたEDINETの提出書類形式（開示書類等提出者がXBRLデータを提出し、これをEDINETがHTMLに変換する提出書類形式）とは異なります。

詳細については、「[次世代EDINETタクソミの公表について](#)」をご覧ください。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[次世代EDINETの稼働開始\(9月17日\)について](#)」（平成25年9月17日）にアクセスしてください。

## (3)「オフサイト検査モニターの集計結果」の公表について

### 1. 概要

金融庁では、「金融検査に関する基本指針」の適切な運用を確保し、検査マニュアルの機械的・画一的な運用を防止する等の観点から、検査モニターを実施しています。

検査モニターには、検査局や財務局の各幹部が検査先の金融機関へ赴き、検査の実施状況などについて直接御意見を伺う「オンサイト検査モニター」と、それを補完するものとして、アンケート方式により御意見を受け付ける「オフサイト検査モニター」とがあります。

いずれの検査モニターも、金融機関から金融検査に対する忌憚のない御意見を伺うことのできる有用な機会であると考えています。

今般、平成 24 検査事務年度に実施した検査に関する「オフサイト検査モニター」のアンケート結果を取りまとめ、平成 25 年 9 月 6 日に公表いたしました。

### 2. アンケート要領

アンケートは、以下の 2 種類について、「1 (妥当)」「2 (概ね妥当)」「3 (あまり妥当ではない)」及び「4 (妥当ではない)」の 4 肢択一方式で回答していただくものです。

＜アンケート (1)＞ 検査執行状況等に関する事項

＜アンケート (2)＞ 検査結果通知に関する事項

(参考) 対象先、回収率

＜アンケート (1)＞

対象先：309 先 (平成 24 年 7 月以降平成 25 年 6 月末日までの間に立入検査を終了した先)

回収率：99.0% (306 先)

＜アンケート (2)＞

対象先：319 先 (平成 24 年 7 月以降平成 25 年 6 月末日までの間に検査結果を通知した先)

回収率：99.7% (318 先)

### 3. アンケート (1) 結果 (総括)

アンケート結果は、項目全体として、「1 (妥当)」とする割合が 65.8% (昨年 65.0%)、「2 (概ね妥当)」とする割合が 32.5% (同 33.3%) となりました。

また、「1 (妥当)」と「2 (概ね妥当)」を合わせた割合は 98.3% (昨年 98.3%) と、98%を超えていることを勘案すると、金融検査はほぼ適切に実施されたものと考えています。

### 4. アンケート (1) 結果 (項目ごとの状況)

アンケート結果を項目別にみると、全 29 項目のうち 25 項目で、「1 (妥当)」と「2 (概ね妥当)」を合わせた割合が 97%を超えています。

一方で、「3 (あまり妥当ではない)」と「4 (妥当ではない)」を合わせた割合が比較的高い項目も認められます。「3」と「4」を合わせた割合が 3%を超えている項目について、付記された意見の内容と併せて、金融庁としての考え方や対応を御紹介します。



(1) 「検査期間」・・・「3」と「4」を合わせた割合 4.0%

金融機関から、金融機関の規模・特性に比べて、検査期間が長いという意見がありました。

この意見に対しては、今後オン・オフ一体の検証を中心に進める中で、オフサイトモニタリングによる事前分析を充実させることにより、検証分野を絞り込むなど、金融機関の規模・特性等を踏まえた一層メリハリのある金融検査を進めていきたいと考えています。

(2) 「検査の時期」・・・「3」と「4」を合わせた割合 12.8%

金融機関から、検査の時期が決算期末や年末・年始などの繁忙期と重なり、負担感を感じたとの意見がありました。

これらの意見に対しては、今後とも、決算期末、株主総会（総代会）や年末・年始の時期などに跨って検査を実施する場合には、金融機関の負担にできるだけ配慮するよう、本庁検査官や各財務局に指示してまいります。

(3) 「執務時間の考慮」・・・「3」と「4」を合わせた割合 4.5%

「資料の提出期限の設定に当たっての配慮」・・・「3」と「4」を合わせた割合 3.3%

金融機関から、検査官の退出時刻が遅いといった意見や、資料の提出期限が短く事務負担であったという意見がありました。

これらの意見に対しては、今後はオン・オフ一体の検証を中心に進めるほか、内部研修において、金融機関の負担にできるだけ配慮するよう、本庁検査官や各財務局に指示したところでありますが、引き続き、研修等の機会を通じて指導を徹底してまいります。

5. 自由記載欄における意見について

自由記載欄における意見については、以下のような意見が寄せられています。

- ・ 評定制度について、「双方の認識を合わせていく上で、有効な制度である」などといった評価する意見が 42 先あり、「レベル感がわかりにくい」などといった改善を求める意見が 8 先ありました。
- ・ 検査マニュアルについて、「経営をより良い方向へ導くものとして非常に有効である」などといった評価する意見が 43 先あり、「規模・特性等に応じた判断基準をどのように捉えればよいか分かりづらい」などといった改善を求める意見が 6 先ありました。
- ・ 検証範囲や資料の提出等について、「限定された範囲・項目についての検査であり、内容等にメリハリがあった」などといった評価する意見が 59 先あり、「複数の検査官から、同じ質問を受けるケースや、同じ資料を複数回求められるケースが散見され、効率的な実施の観点等から改善をお願いしたい」などといった改善を求める意見が 23 先ありました。
- ・ 双方向の議論等について、「双方向の議論が十分に行われたことで、今後活かすべき問題提起を頂き、改善に向けた方向性がより明確となった」などといった評価する意見が 92 先あり、「検査官からの一方的な発言があった」などといった改善を求める

意見が 14 先ありました。

#### 6. アンケート（2）結果（検査結果通知書について）

アンケート結果を項目別にみると、「通知書の内容」については、「1（理解しやすい）」とする割合が 70.4%（昨年 69.6%）、「2（概ね理解しやすい）」とする割合が 28.0%（同 29.1%）となり、「通知書の交付までの期間」については、「1（適当）」とする割合が 74.2%（同 67.4%）、「2（概ね適当）」とする割合が 23.9%（同 29.5%）となりました。

また、2項目とも「1」と「2」を合わせた割合が 98%を超えていることを勘案すると、検査結果通知については、全体としてはほぼ適切に行われたものと考えています。

#### 7. 終わりに

検査局では、平成 25 事務年度の金融モニタリング基本方針を踏まえ、今後はオン・オフ一体の検証を中心に進めてまいります。併せて、一層適切な検査の実施に努めてまいりますので、各金融機関におかれましては、検査モニターを含めた金融モニタリングのあり方について、忌憚のない御意見をお寄せください。

今後とも検査モニターについての皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

- ※ 詳しくは、金融庁ホームページの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[「オフサイト検査モニター」の集計結果の公表について](#)」（平成 25 年 9 月 6 日）にアクセスしてください。

### (4) 情報伝達・取引推奨規制に関するQ&Aについて

第 183 回通常国会において、金融商品取引法等の一部を改正する法律が成立しました（平成 25 年 6 月 12 日成立、平成 25 年 6 月 19 日公布）。本改正では、公募増資インサイダー取引事案を踏まえ、会社関係者による一定の情報伝達・取引推奨行為が禁止されました（金融商品取引法第 167 条の 2）。

金融庁では、本改正の趣旨を明確化する観点から、平成 25 年 9 月 12 日に「情報伝達・取引推奨規制に関するQ&A」（全 7 問）を公表しました。

- ※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[情報伝達・取引推奨規制に関するQ&Aについて](#)」（平成 25 年 9 月 12 日公表）にアクセスしてください。

### (5) 平成 24 年度有価証券報告書レビューの実施結果について

金融庁は、有価証券の発行者が提出する有価証券報告書の記載内容について、より深度ある審査を行うため、平成 24 年 3 月 30 日に「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項と有価証券報告書レビューの実施について」を公表し、財務局等と連携して、「法令改正関係審

査」、「重点テーマ審査」、「情報等活用審査」を柱とした有価証券報告書レビューを実施しました。その実施結果を平成 25 年 9 月 6 日に公表しました。主な概要は、以下のとおりです。

- ・法令改正関係審査

平成 24 年 3 月 31 日を決算期末とするすべての有価証券報告書の提出会社（計 2,818 社）に対して、法令改正に関する審査を実施した結果、概ね新たな開示制度への対応がなされていることが確認されました。

- ・重点テーマ審査、情報等活用審査

平成 24 年 3 月 31 日から平成 25 年 3 月 30 日までを決算期末とする有価証券報告書の提出会社（4,042 社）のうち、一定の条件に該当する会社（328 社：重点テーマ審査 319 社、情報等活用審査 9 社）に対して、審査を実施しました。この結果、概ね適切な開示がなされていることが確認されたものの、一部の会社において、のれんの計上・減損損失等に関する不明瞭な記載や、関連当事者取引に関する記載漏れ等、適切な開示がなされていない事例が確認されました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[平成 24 年度有価証券報告書レビューの実施結果について](#)」（平成 25 年 9 月 6 日）にアクセスしてください。

なお、平成 25 年度有価証券報告書レビューについては、現在実施中です。

## (6) 中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要

中小企業金融の実態把握の一環として、平成 25 年 8 月に、全国の財務局等を通じて、各都道府県の商工会議所 47 先を対象に、会員企業の業況や資金繰りの現状と先行き等について聴き取り調査を実施したところ、その調査結果の概要は以下のとおりとなりました。

1. 中小企業の業況感は、現状 D. I. のマイナス幅が前回調査に比べ 12 ポイント縮小しているものの、引き続き厳しい状況にあります。なお、先行き D. I. のマイナス幅は、現状 D. I. に比べ 2 ポイント小さくなっています。

悪いと判断した場合の要因としては、「売上げの低迷」の割合が最も大きく、次いで、「仕入原価の上昇等」となっています。



区分	D. I. (良い-悪い)		悪いと判断した場合の要因 (回答割合)					(単位: %)
	現状	先行き	① 原油・原材料価格等、仕入原価の上昇、及び販売先との関係による販売価格への転嫁の遅れ	② 需要の低迷による売上げの低迷	③ 競争過多による販売価格の下落	④ 株式・為替市場はじめグローバルな市場変動の影響	⑤ 東日本大震災や福島原子力発電所事故等の影響によるもの(①~④に該当しないもの) 例: 営業建物の損壊、原材料の調達不能、節電による業務の縮小等	
製造業	▲26 (▲34)	▲23 (▲15)	39.7 (30.9)	36.5 (50.9)	14.3 (10.9)	6.3 (7.3)	3.2 (0.0)	
小売業	▲34 (▲43)	▲32 (▲43)	21.9 (13.8)	46.6 (56.3)	27.4 (25.0)	2.7 (2.5)	1.4 (2.5)	
卸売業	▲40 (▲49)	▲32 (▲38)	28.8 (19.0)	42.4 (45.6)	19.7 (24.1)	6.1 (8.9)	3.0 (2.5)	
建設業	4 (▲17)	13 (4)	27.8 (18.6)	36.1 (44.2)	36.1 (37.2)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
サービス業	▲19 (▲30)	▲15 (▲21)	11.6 (14.0)	60.5 (56.1)	27.9 (26.3)	0.0 (0.0)	0.0 (3.5)	
不動産業	▲9 (▲20)	▲11 (▲17)	0.0 (0.0)	68.4 (69.2)	31.6 (30.8)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
運輸業	▲38 (▲53)	▲47 (▲60)	48.6 (46.9)	28.4 (35.8)	20.3 (11.1)	2.7 (6.2)	0.0 (0.0)	
平均	▲23 (▲35)	▲21 (▲27)	29.7 (23.0)	42.2 (49.2)	23.5 (22.1)	3.2 (4.3)	1.3 (1.4)	

(注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比

(注2) 悪いと判断した場合の要因については、複数回答可としており、複数の回答の総計を分母とする割合として示している。

(注3) 表中の括弧書は25年8月時点の調査結果

2. 中小企業の資金繰りは、現状D. I. のマイナス幅が前回調査に比べ6ポイント縮小しているものの、引き続き厳しい状況にあります。なお、先行きD. I. のマイナス幅は、現状D. I. に比べ1ポイント小さくなっています。

悪いと判断した場合の要因としては、「販売不振・在庫の長期化等、中小企業の営業要因」の割合が大半を占めています。

区分	D. I. (良い-悪い)		悪いと判断した場合の要因 (回答割合)					(単位: %)
	現状	先行き	① 販売不振・在庫の 長期化等、中小企 業の営業要因	② 金融機関の融資 態度や融資条件 等	③ 改正貸金業法施 行の影響等、ノン バンクの融資態 度・動向	④ セーフティネット貸 付・保証等、信用 保証協会や政府 系金融機関等の 対応	⑤ 東日本大震災や福島 原子力発電所事故等 の影響によるもの(① ~④に該当しないも の) 例: 被災による担保価 値の下落、取引先の 被災による入金の遅 れ等	
製造業	▲32 (▲34)	▲26 (▲23)	100.0 (93.5)	0.0 (6.5)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
小売業	▲28 (▲38)	▲30 (▲30)	100.0 (89.7)	0.0 (5.1)	0.0 (0.0)	0.0 (5.1)	0.0 (0.0)	
卸売業	▲38 (▲34)	▲32 (▲26)	100.0 (93.9)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (6.1)	0.0 (0.0)	
建設業	▲15 (▲21)	▲19 (▲23)	96.0 (92.3)	4.0 (7.7)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
サービス業	▲21 (▲34)	▲17 (▲21)	100.0 (87.1)	0.0 (6.5)	0.0 (0.0)	0.0 (6.5)	0.0 (0.0)	
不動産業	▲9 (▲19)	▲11 (▲17)	100.0 (89.5)	0.0 (10.5)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
運輸業	▲34 (▲40)	▲34 (▲43)	100.0 (90.5)	0.0 (4.8)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (4.8)	
平均	▲25 (▲31)	▲24 (▲26)	99.5 (91.0)	0.5 (5.4)	0.0 (0.0)	0.0 (2.7)	0.0 (0.9)	

(注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比

(注2) 悪いと判断した場合の要因については、複数回答可としており、複数の回答の総計を分母とする割合として示している。

(注3) 表中の括弧書は25年8月時点の調査結果

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要](#)」（平成25年9月27日）にアクセスしてください。

## (7) 保険会社に対するERMヒアリングの実施とその結果概要について

保険会社を取り巻くリスクが多様化・複雑化している中、保険会社においては、将来にわたり財務の健全性を確保していくため、規制上求められる自己資本等の維持や財務情報の適切な開示に加えて、保険会社が自らの経営戦略と一体で、全てのリスクを統合的に管理し、事業全体でコントロールする統合的リスク管理（ERM: Enterprise Risk Management）態勢を整備・高度化していくことが課題となっています。

保険会社のERMについては、標準的な枠組みが確立されている状況にはありませんが、各保険会社における態勢整備に向けた取組みの参考にしていただくこと等を目的として、金融庁

では、昨年引き続きリスク管理の現状についてヒアリングを実施し、その結果を取りまとめ、公表しました。

### 1. 主な実施内容

今回のヒアリングでは、会社の規模や事業・リスク特性等を踏まえて抽出した保険会社・保険持株会社 22 社を対象としました。

#### 【主なヒアリング項目】

- (1) リスク選好（アペタイト）に関するフレームワーク
  - ・リスクプロファイル（リスクの全体像）の把握
  - ・リスク選好（アペタイト）とリスク許容度の設定
- (2) リスクとソルベンシーの自己評価
  - ・各リスクカテゴリーのリスク計測
  - ・ソルベンシー評価
- (3) ERMの活用状況
  - ・リスク調整後指標の収益性評価への活用
  - ・ERMの商品開発及び商品別収益管理への活用
  - ・ERMの中期経営計画への活用
- (4) その他
  - ・グループベースのERM
  - ・内部監査態勢
- (5) 低金利下における金利急騰リスクへの対応
- (6) 自然災害リスクへの対応

### 2. ヒアリングの結果概要

多くの保険会社において、計量化困難なエマージングリスク等を含む網羅的なリスクの洗い出しに取り組んでいることが確認できました。さらに一部の保険会社においては、網羅的なリスクの洗い出しによって把握したリスクプロファイルを前提に、リスク選好によりどのリスクをどの程度とって収益を獲得するかを設定し、リスクに見合った収益事業を行い、その事業の実施状況を財務の健全性と収益性の観点からモニタリングする、という一連のプロセスを経営計画と一体で展開しているなど、ERMの高度化に向けて取り組んでいることが確認できました。

一方で、グループとしての統一的なリスクの把握や、内部監査における専門的知識を有する人材の確保、内部モデルの論理的妥当性の検証など、引き続き取り組むべき課題も確認できました。

### 3. 今後の取組み

金融庁としては、国際的な監督動向も踏まえつつ、保険会社のERMの現状と課題を定期的に確認し、必要に応じて高度なリスク管理態勢の構築を促すことで、保険業界全体のERM高度化を図ってまいります。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[保険会社に対するERMヒアリングの結果について](#)」（平成 25 年 9 月 4 日）にアクセスして下さい。

## 皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

### (1) その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！。

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

#### 「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- ・ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。

#### 金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスをすることや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。



- ・ こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関与しないようにしてください。

#### 「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- ・ これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。
- ・ ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。

↓  
[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、  
・その信用力などが保証されているものではありません。  
・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。  
・詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。

↓  
[投資勧誘等にご注意！](#)（金融庁ウェブサイト）

不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※IP電話・PHSからは、03-5251-6811 におかけください。

FAX：03-3506-6699

## (2) 皆様からの情報提供が市場を守ります！

### (イ) 情報受付窓口

[証券取引等監視委員会](#)では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

(注) 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報受付窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

直通：03-3581-9909（情報受付窓口直通）

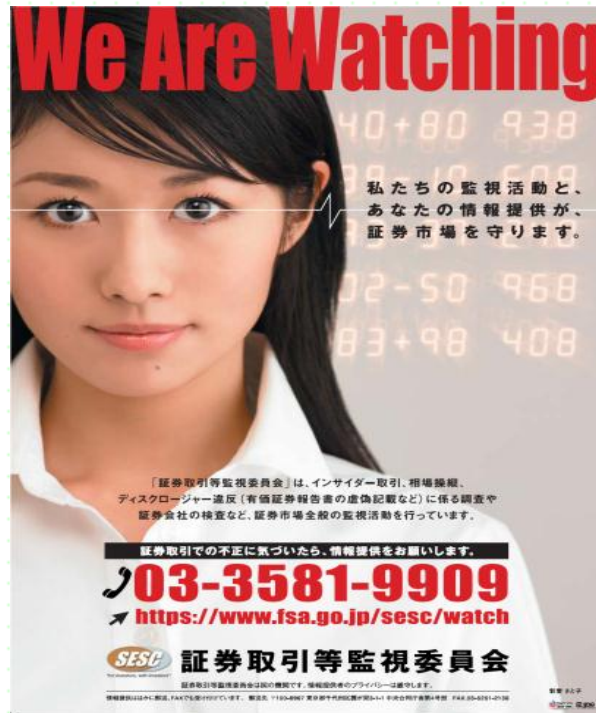
代表：03-3506-6000（内線3091、3093）

FAX：03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館





#### (ロ) 年金運用ホットライン

平成 24 年 4 月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

##### ◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

直 通：03-3506-6627

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

#### (ハ) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

##### ◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

直 通：03-3581-9854

FAX：03-5251-2198

電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

## 金融庁ウェブサイトへのアクセスランキング

このコーナーは、平成 25 年 9 月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています。なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- [金融庁（及び財務局等）が検査実施中の金融機関](#)
- [平成 25 事務年度監督方針及び金融モニタリング基本方針等について](#)
- [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- [「金融検査結果事例集」の公表について](#)
- [中小企業等に対する金融円滑化対策について](#)
- [保険会社に対する ERM ヒアリングの実施とその結果概要について](#)
- [平成 24 年金融商品取引法等改正（1 年以内施行）等に係る政令・内閣府令案に対するパブリックコメントの結果等について](#)
- [次世代 EDINET タクソノミの公表について](#)
- [無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について](#)
- [公認会計士の懲戒処分について](#)

# お知らせ

## (1) 中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しました。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

●以下のような点について、ご質問・ご相談等はありませんか。

1. 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
2. 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
3. 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容

●各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。

●ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。

《受付時間》

平日 9時～16時

※お問い合わせ先については、「[ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～](#)」にアクセスしてください。

## (2) 東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

### ◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

### ◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.htm>)



### ◆金融庁ツイッター「金融庁関連情報」

(URL: [http://twitter.com/#!/fsa\\_JAPAN](http://twitter.com/#!/fsa_JAPAN))

### (3)「e-Gov電子申請システム」のご利用について

国民の利便性・サービス向上の取組みとして、金融庁が所管する申請・届出についても、「[e-Gov電子申請システム](#)」の利用により、電子申請・届出をすることができますので、皆さまの積極的な御利用をお願いします。

本システムで手続きが可能な申請・届出等については「[申請・届出などの手続案内](#)」の「[法令一覧による検索](#)」を御確認ください。

なお、本システムの御利用にあたりましては、「[e-Gov電子申請システム利用規約](#)」に同意していただく必要があります。

「e-Gov電子申請システム」を利用すると、以下のようなメリットがあります。

#### 1. いつでも

⇒時間にとらわれず夜間や休日でも24時間手続きができます。

(注) 本システムの保守等が必要な場合は、システムの運用停止等を行うことがあります。

#### 2. どこでも

⇒自宅や職場、遠隔地からでも、インターネット経由で手続きができます。

(注) 添付書類のうち、公的機関証明書等、原本を提出する必要のあるもの等については、別に郵送等で提出していただくことになります。

※ 「e-Gov電子申請システム」の詳しい使い方については、[e-Govトップページ](#)の「[電子申請とは](#)」を御確認ください。

### (4)メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスFSAや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報などが、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	<a href="#">「新着情報メール配信サービス」</a>	<a href="#">Subscribing to E-mail Information Service</a>
証券取引等監視委員会	<a href="#">「メールマガジン配信サービス」</a>	<a href="#">Subscribing to E-mail Information Service</a>

公認会計士・監査審査会	<a href="#">「新着情報メール配信サービス」</a>	<a href="#">Subscribing to E-mail Information Service</a>
-------------	---------------------------------	---

